

令和7年度税制改正に伴う 令和8年度介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。介護保険制度は3年を1期とする介護保険事業計画（現在は第9期令和6年～令和8年度）に基づき基準となる保険料を決定しています。期間中想定されていなかった税制改正による介護保険財政への影響を避けるため、介護保険施行令が改正されました。

詳しくは以下の通りで、令和8年度の介護保険料算定に限り適用されます。

対象となる方

以下の条件をどちらも満たす方

- ・令和8年1月1日及び令和8年4月1日に鶴田町に住民登録がある
- ・令和7年中の給与収入が55万1千円以上190万円未満である

※それ以外の方は影響ありません

特例措置の内容

控除額の調整による住民税課税・非課税の判定

税制改正前の給与所得控除額で算定した合計所得金額により、課税・非課税を判定します。そのため令和8年度町民税は非課税でも、介護保険料の算定では課税とみなす場合があります、町民税の課税状況と一致しない場合があります。

ただし令和7年度の町民税が非課税で令和8年度も町民税が非課税の方は特例措置は行わず非課税として保険料算定を行います。

※世帯員についても同様です

【お問い合わせ先】 福祉介護課 介護保険係
電話 0173-22-2111 （内線137、138）

